

別表第一 届出対象行為の届出日(第六条、第十五条関係)

届出対象行為の種類	手続		届出日
法第十六条第一項第一号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による建築確認申請	申請の日の三十日前
		第十八条第二項の規定による計画通知	通知の日の三十日前
		第二十条第一号の規定による構造方法の認定の申請	申請の日
		第四十三条第一項ただし書その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の三十日前
		第四十四条第一項第三号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の三十日前
		第五十八条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の三十日前
		第六十八条の二十六第三項又は第六項の規定による評価の申請	申請の日
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)	第十七条第一項の計画の認定の申請	申請の日の三十日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)	第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請	申請の日の三十日前
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)	第百十六条第一項の規定による許可の申請	申請の日の三十日前
環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)	第十五条の規定による準備書等の送付	送付の日	
東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)	第四十八条の規定による評価書案等の提出	提出の日	
	行為の着手		着手する日の三十日前
法第十六条第一項第二号の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第八十八条第一項又は第二項において準用する同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による工作物確認申請	申請の日の三十日前
	都市計画法	第二十九条その他の規定による開発行為の許可の申請(都市計画法第四条第十一項の特定工作物に係るものに限る。)	申請の日

	行為の着手		着手する日の三十日前
法第十六条第一項 第三号の都市計画法 第四条第十二項に規定する開発行為	都市計画法	第二十九条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第三十四条の二第一項の規定による開発行為の協議	協議の日
	行為の着手		着手する日の三十日前
条例第十条第二項 第一号の土地の開墾、 土石の採取、鉱物の掘 採その他の土地の形 質の変更	鉱業法(昭和二十五年法律 第二百八十九号)	第六十三条第二項の規定による施業案の認可の申請	申請の日
	採石法(昭和二十五年法律 第二百九十一号)	第三十三条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	森林法(昭和二十六年法律 第二百四十九号)	第十条の二第一項の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第三十四条第二項の規定による保安林内の立木の伐採等の許可の申請	申請の日
	宅地造成等規制法(昭和三十 六年法律第九十一号)	第八条第一項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請	申請の日
		第十一条の宅地造成に関する工事の協議	協議の日
	河川法(昭和三十九年法律 第六十七号)	第二十四条の規定による河川区域内の土地の占用の許可の申請	申請の日
		第二十六条第一項の規定による河川区域内の土地等における工作物の新築等の許可の申請	申請の日
		第二十七条第一項の規定による河川区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	申請の日
		第五十五条第一項の規定による河川保全区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	申請の日
	砂利採取法(昭和四十三年 法律第七十四号)	第十六条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律 第五十八号)	第十五条の二第一項の規定による農用地区域内の開発行為の許可の申請	申請の日
	環境影響評価法	第十五条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例	第四十八条の規定による評価書案等の提出	提出の日
	東京における自然の保護と 回復に関する条例(平成十 二年東京都条例第二百十六 号)	第四十七条第一項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
		第四十八条第一項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の三十日前

条例第十条第二項 第二号の屋外におけ る土石、廃棄物、再生 資源その他の物件の <small>たい</small> 堆積	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律(昭和四十五年法 律第百三十七号)	第八条の規定による一般廃 棄物処理施設の設置の許可 の申請	申請の日
		第十五条の規定による産業 廃棄物処理施設の設置の許 可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の三十日前
条例第十条第二項 第三号の水面の埋立 て又は干拓	公有水面埋立法(大正十年 法律第五十七号)	第二条第二項の埋立の免許 の願書の提出	提出の日
	環境影響評価法	第十五条の規定による準備 書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例	第四十八条の規定による評 価書案等の提出	提出の日
	行為の着手		着手する日の三十日前